質 問 ・ 回 答 書

平成　30年　10月　24日

守口市長 様

工 事 名 八雲東小学校給食室給湯設備改修工事

質 問 事 項	回　　答
現場説明書に原則学校運営に支障がない時間帯	給食実施期間中は、調理作業等を行いますの
に作業を行うものとすると記載されております。	で、原則平日の9時～17時までの作業はできま
基本平日の9時～17時に給食室に入っての作業	せん。また、それ以外の時間帯につきましても、
はできないものと考えてよろしいでしょうか。	衛生管理上、できる限り工事作業は行わないよう
	にお願いします。土曜日・日曜日・祝日であれば、
	9時～17時頃まで作業を行っていただけますが、
	休み明けの給食実施に支障が生じず、また、近隣
	住民の方の迷惑にならないような作業内容とし、
	作業後、清掃を必ず行ってください。
	工事を集中してできる期間としては、平成30年12
	月22日（土）から平成30年12月30日（日）まで、
	平成31年1月4日（金）から平成31年1月6日（日
	）までとなります。
断水(給湯含む)が数日発生するかと思われます。	平成30年12月22日（土）から平成31年1月6日
冬休み期間中に、給食職員が給食室を全く使用	（日）までは、給食室が断水状態(給湯含む)に
しない期間はどのくらいありますか。	なっても支障ありません。
	学校全体のガスの停止が必要な作業をする
	場合は、平成30年12月29日（土）から平成31年
	1月4日（金）までに行ってください。
	また、平成31年1月7日（月）からは、給水及び給
	湯を使用できる状態にしていただき、給食室内で
	の作業ができるようにお願いします。

＊ 守口市 総務部 総務課 契約担当
FAX：06－6993－3484
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：Mori_soumu@city-moriguchi-osaka.jp